おおさか生物多様性応援宣言制度ロゴマーク使用基準

（目的）

第１条 この基準は、おおさか生物多様性応援宣言制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」

という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この基準における「ロゴマーク」とは、別紙に掲げるものとする。

（権利）

第３条 ロゴマークに関する一切の権利は大阪府に帰属し、それを使用する者が自己の

　商標として登録することはできないものとする。

（使用者）

第４条 ロゴマークを使用することができる者（以下「使用者」という。）は、おおさか生物多様性応援宣言制度の趣旨に賛同し、宣言を登録した企業・団体・事業者とする。

（使用上の遵守事項）

第５条 使用者は、ロゴマークの使用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなけ

　ればならない。

（1）ロゴマークのデザイン、色、縦横比率の変更等の改変を行わないこと。ただし、

　　ロゴマークのイメージを損なわない範囲で、他の色による単色表示とすることができる。

（2）ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用の差止め）

第６条 大阪府は、ロゴマークの使用に関し、次の各号に該当すると認めるときは、そ

　の使用を差し止めることができる。

（1）大阪府の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

（2）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（3）特定の政治、思想、宗教の活動のために利用し、又は利用されるおそれがあると

き。

（4）提供する製品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用し、又は利用さ

　　れるおそれがあるとき。

（5）その他おおさか生物多様性応援宣言制度の趣旨に反するおそれがあるとき。

（使用に起因する問題）

第７条 ロゴマークの使用に際して問題が生じた場合は、使用者が自己の責任のもと必

　要な措置を講ずることとし、大阪府は一切の責任を負わない。

（使用料）

第８条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

附 則

この基準は、令和５年４月１日から施行する。

（別紙）

おおさか生物多様性応援宣言制度ロゴマーク

